

# 相小橋耐震性能照査業務 特記仕様書

## 第1条 適用範囲

本特記仕様書は、那賀町が実施する「令和8年度町単独橋梁耐震性能照査委託業務（相小橋）」（以下「本業務」という。）に適用する。

## 第2条 業務の目的

本業務は、那賀町が管理する相小橋について目標とする耐震性能を明確にした上で、道路橋示方書に従い現況の耐震性能照査を実施するものである。

## 第3条 業務内容

### ①設計計画

設計に先立ち、業務の目的及び内容を理解した上で、業務の手順ならびに実施に必要な事項について整理した業務計画書を作成する。

### ②資料収集整理

既設相小橋の耐震性能照査に先立ち、架設年次や補修・補強履歴の確認を行う。  
また、橋梁台帳、架設時の設計図書、完成図などを収集整理する。

### ③現地踏査

既往資料と現地に相違が無いか確認を行う。  
可能であれば沓座廻りの寸法計測を行い、耐震性能照査の基礎資料とする。

### ④耐震性能照査

「道路橋示方書」もしくは「既設橋の耐震補強設計に関する技術資料(国総研資料 第700号)」を参考に、目標とする耐震性能を設定する。  
その上で、必要となる落橋防止システムを抽出し、相小橋が現況で耐震性能を満足するか照査を行う。

### ⑤照査

仕様書に基づく条件、検討項目、設計内容等の照査を業務中間段階ならびに適切な区切りにおいて適宜実施する。また、設計作業終了後、すべての内容について照査し、照査報告書にとりまとめる。

### ⑥報告書作成

耐震性能照査業務の成果品として、照査結果などを報告書として取りまとめる。

### ⑦打合せ

打合せ協議は3回以上とし、業務着手時と成果納品時には管理技術者が立ち会うものとする。  
打合せ結果について受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し相互に確認する。

- ・本業務では業務着手時1回、中間打合せ1回、成果納品時1回を予定している。
- ・中間打合せは必要に応じ適宜増減することができる。

## 第4条 管理技術者

管理技術者は、業務の履行にあたり、技術士（総合技術管理部門：建設-道路又は鋼構造及びコンクリート）、または技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（鋼構造及びコンクリート）の資格保有者でなければならない。

## 第5条 照査技術者

照査技術者は、管理技術者と同等の資格を有する者であり、管理技術者を兼任することはできない。

## 第6条 成果の提出

本業務において納入する成果品は、次に掲げるものとし、全て発注者の承認を受けずに他に公表、貸与及び使用してはならない。なお、成果品目は下記のとおりとする。

また、提出先は、那賀町建設課とする。

- ① 設計報告書 1部(A4版チューブファイル綴じ)
- ② 各種電子データ(CD-RもしくはDVD-R) 2部(それぞれの報告書に添付)
- ③ 図面、数量計算書のPDFデータ(②メディアに保存のこと)
- ④ その他必要と認められた資料 1式

## 第7条 その他

- ・現地の沓座寸法を確認する上で、必要な機器が生じた場合には、発注者と協議の上、変更数量を報告すること。
- ・本業務に関する事項については、機密を厳守し、無断で第三者に漏らしたり利用してはならない。
- ・管理技術者は、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議して定めるものとする。